

## 市川市景観活動団体補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市川市景観条例（平成18年条例第23号）第28条の規定に基づき景観活動団体（同条例第29条第1項の登録を受けた団体をいう。以下同じ。）の活動に要する費用の一部に対し市川市景観活動団体補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、当該補助金を交付することにより、本市における良好な景観の形成に資することを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、景観活動団体とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市における良好な景観の形成に資することを目的として補助対象団体が行う次に掲げる活動とする。

- (1) 景観に係る計画又はルールを作成その他の調査研究活動
- (2) 景観に係る研修会、イベント等の実施その他の啓発活動
- (3) その他市長が適当と認める活動

2 一の補助対象団体がこの要綱に基づき受けることができる補助金は、1年度につき1回、最初に補助金の交付の決定を受けた日の属する年度から起算して3年度限りとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会場借上費、印刷製本費、資料購入費等の補助対象事業の実施に要する費用とし、その額は、当該費用の総額から次に掲げる経費を合算した額を控除した額とする。この場合において、当該補助対象経費について他の制度により助成を受けているときは、その助成額を補助対象経費の額から控除

するものとする。

- (1) 団体の運営に係る人件費、備品等の購入費、光熱水費その他の経常的経費
- (2) 団体が所有し、又は管理する施設の建設費及び修繕費
- (3) その他補助対象事業の実施に係る直接経費と認められない経費  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が3万円を超えるときは、3万円とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、市川市景観活動団体補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、市川市景観活動団体補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第8条 規則第8条の規定による承認を受けようとするものは、市川市景観活動（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認申請があったときは、当該承認の可否を決定し、市川市景観活動（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市景観活動実績報告

書（様式第5号）によるものとする。

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

3 第1項に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の支出を証する書類又はその写し

(3) 補助対象事業に関する写真及び資料

(4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市景観活動団体補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市景観活動団体補助金概算払交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市景観活動団体補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の年度分の市川市景観活動団体補助金について適用し、平成24年度分までの市川市景観活動団体補助金については、なお従前の例による。

3 平成25年8月1日前に既に市川市景観活動団体補助金の交付を受けてい

る団体に係る改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項中「最初に」とあるのは、「市川市景観活動団体補助金交付要綱の一部を改正する要綱（平成25年8月1日施行）による改正後の市川市景観活動団体補助金交付要綱の規定に基づき」と読み替えるものとする。